（認定の申請等）

第二十三条の四　［略］

2・3　［略］

4　機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第三号の選考対象者が給付奨学生認定を行うべき者であると認めるときは、給付奨学生認定を行うとともに、当該給付奨学生認定を受けた学生（以下「給付奨学生」という。）に対し、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

5～7　［略］

8　前項の規定にかかわらず、機構は、給付奨学生候補者が学生たるにふさわしくない行為があったと認めるときは、給付奨学生認定を行わないことができる。

（学資支給返還金の返還期限の猶予）

第三十二条の三　機構は、学資支給返還金要返還者が災害又は傷病により学資支給返還金を返還することが困難となったこと、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専門学校に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

（学資支給金の対象となる専攻科）

第三十八条　［略］

2　令第八条の二第一項第一号の表備考に規定する専修学校の専攻科は、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の規定により文部科学大臣が別に指定する専攻科とする。

（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定）

第四十条　令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　［略］

二　生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に学資支給金の支給を受けること（既に給付奨学生認定を受けている学生にあっては、学資支給金の額を変更すること）が必要となった場合

三～五　［略］

2　［略］

（令第八条の三第一号の文部科学省令で定める月数）

第四十一条の二　令第八条の三第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

2　令第八条の三第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専修学校の専門課程に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、四十八月から、専修学校の専門課程に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

（認定の申請等）

第二十三条の四　［同上］

2・3　［同上］

4　機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第三号の選考対象者が給付奨学生認定を行うべき者であると認めるときは、給付奨学生認定を行うとともに、当該給付奨学生認定を受けた学生等（以下「給付奨学生」という。）に対し、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

5～7　［同上］

8　前項の規定にかかわらず、機構は、給付奨学生候補者が学生等たるにふさわしくない行為があったと認めるときは、給付奨学生認定を行わないことができる。

（学資支給返還金の返還期限の猶予）

第三十二条の三　機構は、学資支給返還金要返還者が災害又は傷病により学資支給返還金を返還することが困難となったこと、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専修学校の専門課程に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

（学資支給金の対象となる専攻科）

第三十八条　［同上］

［項を加える。］

（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定）

第四十条　令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　［同上］

二　生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に学資支給金の支給を受けること（既に給付奨学生認定を受けている学生等にあっては、学資支給金の額を変更すること）が必要となった場合

三～五　［同上］

2　［同上］

（令第八条の三第一号の文部科学省令で定める月数）

第四十一条の二　令第八条の三第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、認定専攻科に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、認定専攻科に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

2　令第八条の三第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専門学校に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、四十八月から、専門学校に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。